

第 6 号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次の
ように制定することとする。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例
第75号)の一部を次のように改正する。

第15条、第29条及び第37条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め
る。

第48条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第60条、第69条第1項第6号、第85条第3項及び第98条中「厚生労働大臣」
を「こども家庭庁長官」に改める。

第106条第1項中「厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)第62
2条」を「こども家庭庁組織規則(令和5年内閣府令第38号)第16条」に改め、同
条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(熊本県手数料条例の一部改正)

第2条 熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第110号の5中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

(熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の
一部改正)

第3条 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条
例(平成24年熊本県条例第76号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第8条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用
する第6条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働
大臣」と読み替えるものとする。

第45条第1項及び第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大
臣」に改める。

第49条第2項中「読み替える」の次に「ほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福

祉サービスの事業について準用する場合に限り、第45条中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第105条第4項及び第114条第3項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第196条第1項第2号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号イからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第201条の4第1項第2号アからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

附則第13項及び第14項中「区分省令」を「区分命令」に改める。

(熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年熊本県条例第82号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第9項中「入所して」を「通所して」に改める。

第7条第11項中「入所して」を「通所して」に改める。

第24条第4項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第56条第3項及び第63条第4項中「入所して」を「通所して」に改める。

第67条第4項及び第92条第5項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年熊本県条例第83号）の一部を次のように改正する。

第17条第4項及び第31条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年熊本県条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第41条の2」の次に「（新指定通所支援基準条例第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）」を、「熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び

運営の基準等に関する条例」の次に「（以下この項において「新指定入所施設基準条例」という。）」を、「第37条の2」の次に「（新指定入所施設基準条例第57条において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第48号）の施行等に伴い、関係条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。